

令和6年度文部科学省税制改正要望事項

令和5年8月

1. 教育、科学技術イノベーション関係

(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業
拡充の拡大 【所得税】

(2) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し
拡充 【所得税】

2. 文化関係

(1) 近現代建築等の継承に係る物納の特例の拡充
拡充 【相続税】

(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例
拡充措置の拡充 【固定資産税等】

3. その他

(1) 高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置 【印紙税等】

(2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務の追加に
伴う税制上の所要の措置 【法人税等】

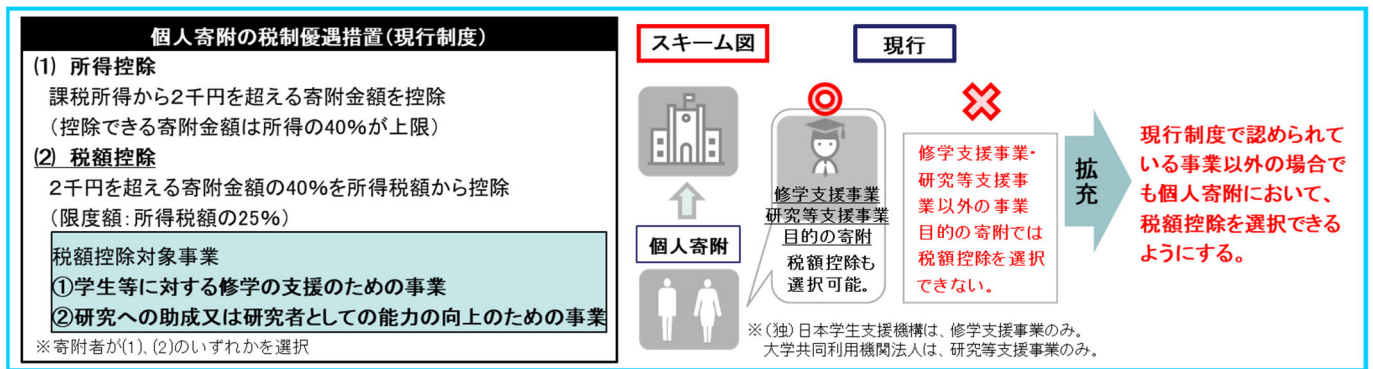
(3) 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等
に伴う所要の措置 【国民健康保険税等】
(厚生労働省、財務省、総務省との共同要望)

令和6年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育、科学技術イノベーション関係

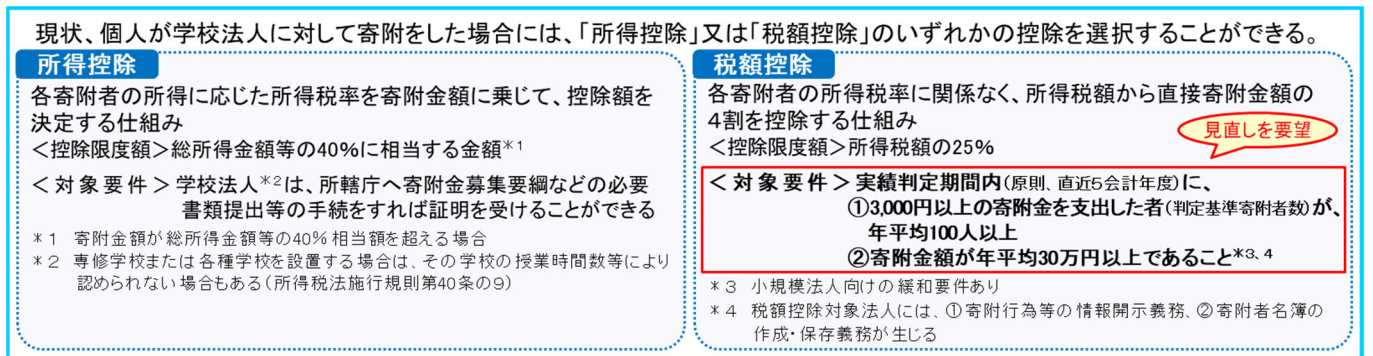
(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【所得税】

現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業と、不安定な雇用状態である研究者等に対する研究助成・能力向上のための事業を対象とする場合に限り、税額控除を選択できるところ、税額控除が認められている現行の事業以外の事業でも税額控除を活用できるよう対象を拡大する。



(2) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し【所得税】

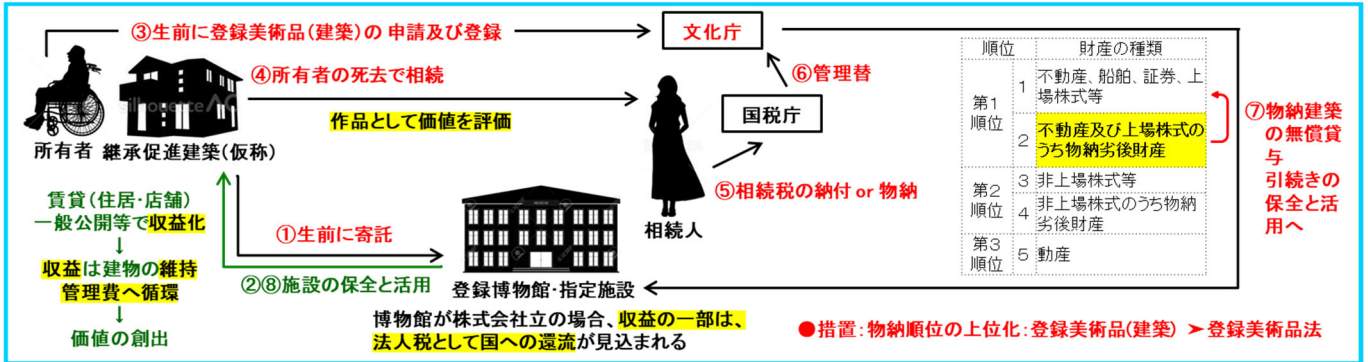
学校法人が税額控除の対象法人となるには「原則、実績判定期間(5年間)において、3千円以上の寄附金支出者が、年平均100人以上いること」等の要件が課せられているところ、急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、積極的に経営力強化や改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除制度を活用できるよう、寄附実績に係る要件を見直す。



2. 文化関係

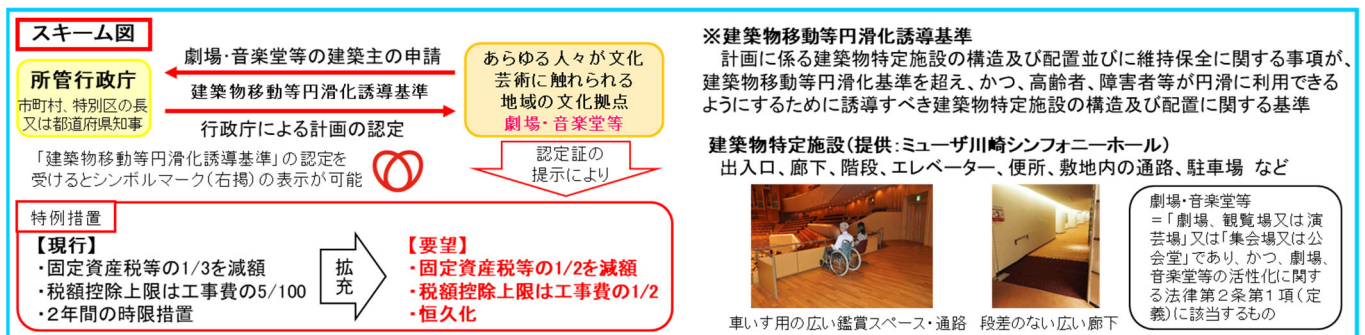
(1) 近現代建築等の継承に係る物納の特例の拡充【相続税】

芸術的、歴史的又は技術的価値の高い近現代建築の解体、売却又は土地の分割を防ぐため、登録美術品制度における登録対象に継承促進建築（仮称）を加え、相続人が物納を希望する際、それが劣後財産であったとしても優先順位を第1位の上位にできるようにする。



(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額する特例措置については、令和5年度末までの時限措置となっているところ、本措置の恒久化及び特例措置の拡充を行う。



3. その他

(1) 高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置【印紙税等】

高等教育の修学支援新制度について、令和6年4月から、授業料等減免措置及び給付型奨学金支給の対象となる中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等についても差押禁止等の措置を講ずる。

また、令和6年度に授業料後払い制度を創設することに伴い、本制度に関する文書に係る印紙税についても非課税措置を講ずる。

(2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【法人税等】

「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）等に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務として、「民間企業・大学等が実施する研究開発に対する資金の交付」を追加する等の措置を講ずることに伴い、関連の法改正を前提に、これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置を継続する。

(3) 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【国民健康保険税等】

改正感染症法により創設された流行初期医療確保措置等に係る厚生労働省における所要の措置と同様に、私立学校教職員共済制度について所要の措置を講ずる。